

一般競争入札

福島県庁東分庁舎ほか 15 施設で使用する電気
入札説明書

令和6年11月
福島県総務部
施設管理課

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件福島県庁東分庁舎ほか 15 施設で使用する電気に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 福島県庁東分庁舎ほか 15 施設で使用する電気
- (2) 特 質 等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和 7 年 3 月 1 日午前 0 時から令和 8 年 2 月 28 日午後 12 時まで
- (4) 供給場所 福島県庁東分庁舎（福島県福島市杉妻町 5 番 75 号）ほか 15 施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3 に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県が示す契約電力及び予定使用電力量と同程度の電気供給を令和 4 年 3 月 1 日以降に 12 か月以上継続して履行した実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第 5 条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札に関する書類の提出場所及び日時

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 960-8670
住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号（西庁舎 3 階）
福島県総務部施設管理課
電 話 024-521-7080
F A X 024-521-7812
- (2) 入札説明書及び関連資料の配布期間
令和 6 年 11 月 8 日（金）から同年 12 月 2 日（月）まで（土曜日、日曜日を除く。）

の午前8時30分から午後5時15分まで

郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の金額分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、(1)に掲げる場所まで令和6年11月15日(金)午後5時15分までに必着で請求すること。

- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)の提出期限
令和6年12月2日(月)午後5時15分まで(必着)
- (4) 一般競争入札参加資格確認通知書(様式3)の発送予定日
令和6年12月6日(金)
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
令和6年12月19日(木) 午前10時
福島県庁西庁舎3階 西326会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札者は、次に示す入札参加資格確認申請に関する書類を3(1)に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、本件入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。
なお、2(3)に該当する場合は、更生手続又は再生手続開始の決定を受けた者が入札参加に支障がないことを証明する書類を提出すること。また、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。
ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
イ 委任状(県外に本店を有する場合で、その本店から入札書の提出等を委任された県内又は近県にある支店又は営業所が申請する場合)(様式2)
ウ 登記事項証明書又は写し(申請日前3か月以降に発行されたもの)
エ 電気事業法第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けていることを証する書類
オ 履行実績証明書(様式7)
カ 福島県生活環境部環境共生課長から通知された福島県電力の調達に関する環境配慮方針に基づく判定結果通知の写し
- (2) 資格審査により適格と決定した者に対しては、一般競争入札参加資格確認通知書(様式3)により、3(4)に規定する期日に発送するものとする。
- (3) 入札参加資格がないと通知された者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (4) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しない。

5 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書(様式4)に必要とする事項を記載し、上記3(5)に規定する日時及び場所へ提出すること。
- (2) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ封皮に次の事項を記載すること。
ア 氏名(法人にあっては、商号又は名称)
イ 「福島県庁東分庁舎ほか15施設で使用する電気」(12月19日開札)
- (3) 入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者

の押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

- (4) 郵送による入札については、二重封筒の表封筒に入札書在中と朱書きし、中封筒に(2)の必要事項を記載し、書留郵便により、令和6年12月18日(水)午後5時15分までに3(1)に規定する場所に必着のこと。
- (5) 代理人をもって入札する場合は、入札書に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。また、代理人は、委任状(様式5)を持参すること。郵送により入札を行う場合は委任状(様式5)を中封筒に同封すること。

6 入札金額等

- (1) 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価という。kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価という。kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)並びに環境価値に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した月別料金見込額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の総計とする。
- (2) 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 内訳計算書の提出

- (1) 入札書を入れる封筒に、入札書に記載される入札金額に対応した別紙内訳計算書を同封すること。
- (2) 内訳計算書は、返却しない。
- (3) 入札書の入札金額が内訳計算書の金額と符合しない場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに入札金額に基づいてこれを補正しなければならない。

8 入札保証金

- (1) 入札者は、3(5)に掲げる日時までに入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあたっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。)で納め、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第 249 条第 1 項各号（別記）のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の納付の免除を申請する場合は、入札保証金納付免除申請書（様式 6）により 3(3)に掲げる期日までに提出すること。入札保証保険により免除申請をする者は、入札保証証券原本を入札時に提出するものとする。

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第 251 条及び第 253 条により行うこととするため、入札保証金を納付する者は、納入通知書の発行を 3(3)に掲げる日までに上記 3(1)に記載する連絡先へ申し出ること。

(5) 入札保証金の還付については、落札者以外の者に対しては、落札者が決定したのち、落札者に対しては契約が確定したのちに、請求により還付する。

9 入札方法及び開札等

(1) 開札は、3(5)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は次の書類の確認を受けるものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書（入札者が本書又は写しを持参すること。）

イ 福島県が発行する入札保証金に関する領収書（入札者で入札保証金を納付する場合）

(3) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札をその場所において行う場合がある。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

10 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 入札書の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

11 入札心得

(1) 入札者は、入札公告、仕様書等を熟知し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書及び本説明書について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式 9）により、令和 6 年 11 月 22 日（金）午後 5 時 15 分までに 3(1)に提出することにより、発注者に説明を求めることができる。

発注者は、福島県ホームページの総務部入札情報に掲載する方法により令和 6 年 11 月 28 日（木）に回答予定とする。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

- ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（以下「談合」という。）した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了をするための必要な監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12 入札の取り止め等

入札者が談合し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金の納付（免除）手続きをしない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 入札金額その他重要事項の記載が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに談合によると認められる入札
- (11) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいない場合、又は再度の入札を執行しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることがある。随意契約による場合の見積書の提出については、別に指示する。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納め、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記）のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

16 契約書等の作成

- (1) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (2) 落札者が契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (3) 本契約は、入札の際に提出される内訳計算書に記載された単価に基づく単価契約とする。

なお、契約単価は内訳計算書に記載された単価の金額とし、当該金額に銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

17 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

18 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受領した後、入札の完了までに入札を辞退する場合には、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止するものとする。なお、その場合における損害は入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までの間に入札者が入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。

19 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号
所 属 福島県総務部施設管理課
電話番号 024-521-7080
F A X 024-521-7812
メールアドレス shisetsukanri@pref.fukushima.lg.jp

別 添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

別 記

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 （略）

（入札保証金の納付等）

第 251 条 契約権者は、第 249 条第 1 項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除した場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

（入札保証金の還付）

第 253 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することができるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。

(契約保証金の減免)

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の 2 倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額 2 倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の 2 倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
 - (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる時。
 - (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる時。
 - (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められる時。
- 2 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「100万円未満」とあるのは、「300万円未満」と読み替えるものとする。

(契約保証金の納付等)

第231条 契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の金額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

- 2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があつたときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

(契約保証金の還付)

第233条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

- 2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。